

## 移住支援金・マッチングサイトに関するQ & A

Q 1 移住支援金の移住元や移住先に関する要件、起業支援金の起業地に関する要件には、条件不利地域が関連する要件が含まれているが、条件不利地域とはどの市町村を指すのか。

A 1 東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）において、過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村をいいます。具体的な市町村は以下のとおりです。

- ・東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
- ・埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町
- ・千葉県：館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
- ・神奈川県：山北町、真鶴町、清川村

Q 2 就業後に移住しても移住支援金の支給対象となるのか。

A 2 移住と就業の順序は問わず、マッチングサイトに対象求人が掲載された後に就業して移住支援金申請時に就業から3か月が経過しており、かつ、都道府県において移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に転入して移住支援金申請時に転入後3か月以上1年以内であれば支給対象となります。

Q 3 移住支援金の対象となるためには、対象求人がマッチングサイトに掲載されるのが移住者が求人へ応募をした時点より前である必要があるのか、それとも採用された時点より前であればよいのか。また、前者の応募のタイミングをどのように確認するのか。

A 3 支援金の対象となるためには、例えば移住希望者による企業への採用面接の申込み等、応募をした日が、対応する求人がマッチングサイトに支援対象として掲載された後である必要があります。なお、応募の時期については、就業先から就業証明書等に明記していただきます。

Q 4 移住者の移住先での居住地と就業地が新潟県内の異なる市町村である場合には、どのように取り扱うのか。

A 4 居住地の市町村が移住支援金支給に係る事務等を行います。

Q 5 単身で移住した後、一定期間経過して、世帯を構成する家族が同じ住居に移住した場合、世帯の金額が支給されるのか。

A 5 申請時に単身であれば単身の金額、申請時に家族も含めて移住していれば世帯の金額を支給します。

なお、世帯の金額の支給に際しては、該当する世帯員についても、移住支援金申請時に転入後3か月以上1年以内である必要がある点にご注意ください。

また、同一世帯に属する者が同一の市町村に対して、移住支援金を複数回申請することは認められません。

Q 6 支給後の就業継続の確認はどのように行うのか。

A 6 申請から1年後に支援金支給の申請を受け付けた市町村が就業先に確認することにより行います。

Q 7 移住支援金を受給した者が、支援対象企業に在職したまま、他の都道府県や同一県内の他の市区町村での勤務（一時的な勤務、転勤・出向）がある場合も、返還請求を行うか。

A 7 他の市区町村に転出する場合であっても、一定期間の研修等の場合には、返還請求を行いません。具体的には、以下の要件を満たす場合に限り、返還請求を行う必要がないものとします。

- ・就業先により発行された、「他の市区町村に転出する期間が1年以内であること」、「転出した者は、転出先で活動した後、転出前の就業先で勤務する予定であること」を証する書類を提出したこと。

Q 8 移住支援金の申請日から5年以内に、移住支援金を受給した市町村から転出した場合には、返還対象となるとされているが、近隣市町村への移動等、都道府県内での移動である場合にも返還対象か。

A 8 移住支援金を支給した市町村から転出した場合には返還対象となります。

Q 9 移住支援金の受給者が、支援対象企業に在職したまま、他の都道府県や同一県内の他の市区町村での勤務（一時的な勤務、転勤・出向）がある場合も返還請求の対象となるか。

A 9 他の市区町村に転出する場合であっても、一定期間の研修等の場合には、返還請求の対象とはなりません。具体的には、以下の要件を満たす場合に限り、返還請求の対象とはなりません。

- ・就業先により発行された、「他の市区町村に転出する期間が1年以内であること」、「転出した者は、転出先で活動した後、転出前の就業先で勤務する予定であること」を証する書類を提出したこと。

Q 10 対象就業先に、地域おこし協力隊は含まれるか。

A 10 含まれません。

Q 11 対象就業先の「法人」に、医療法人、社会福祉法人、NPO法人、事業協同組合、一般社団法人、学校法人、商工会、商工会議所は含まれるか。

A 11 含まれます。

Q 12 対象法人の要件として資本金10億円未満であることが必要とされているが、社会福祉法人など、会計制度上、資本金の概念が無い法人についてはどのように判断するのか。

A 12 社会福祉法人など、会計制度上、資本金の概念が無い法人については、資本金に準ずる資金が10億円未満かどうかにより判断します。社会福祉法人については、基本金の額により判断します。

Q13 対象法人の要件である「官公庁等でないこと」について、「等」には何が含まれるのか。

A13 独立行政法人や一部事務組合等のいわゆる公法人、第三セクターが含まれます。

※第三セクターとは、以下の法人を言います。

- ・ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の規定に基づいて設立されている一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む）並びに特例民法法人のうち、地方公共団体が出資を行っている法人。
- ・ 会社法の規定に基づいて設立されている株式会社、合名会社、合資会社、合同会社及び特例有限会社のうち、地方公共団体が出資を行っている法人。